

成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し
職業能力開発促進法及び
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の改正

1. 見直しに至る経緯

- (1) 「成年後見制度利用促進基本計画」(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。
- (2) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 29 号)では、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」(第 11 条第 2 号)、「成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の…(略)…必要な法制上の措置については、この法律の施行後 3 年以内を目途として講ずるものとする」(第 9 条)とされている。

(参考) 成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する制度(民法上の制度)。

2. 関係法律整備法案の閣議決定・国会提出

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するため、関係法律(準用も含めて 188 本)の規定を整備する。「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定(本年 3 月 13 日)し、今国会に提出している。

3. 職業能力開発促進法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の改正

- (1) 人材開発統括官所管の法律において、本件見直しの対象となる成年被後見人等に係る欠格条項を設けている制度は以下の通り。
- ① 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)
 - (7) 職業訓練指導員免許(第 28 条第 5 項)
 - (イ) 職業訓練指導員試験の受験(第 30 条第 6 項)
 - (ウ) キャリアコンサルタントの登録(第 30 条の 19 第 2 項)
 - ② 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)
 - (7) 技能実習計画の認定(第 10 条)
 - (イ) 監理団体の許可(第 26 条)
 - (ウ) 監理責任者の設置(第 40 条第 2 項)

- (2) 具体的には、現行の「成年被後見人又は（若しくは）被保佐人」から、「心身の故障により職業訓練指導員の業務（キャリアコンサルタントの業務・技能実習に関する業務）を適正に行うことができない者として厚生労働省令（主務省令）で定めるもの」に改める。

※ 改正法案の新旧対照表及び参照条文は別添の通り

4. 改正法案の施行期日

- (1) 施行期日は、欠格条項を設けている各制度に応じて定められている。
- ① 欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
 - ② 府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から 3 月
 - ③ 地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から 6 月
 - ④ 上記により難しい場合→個別に定める
- (2) キャリアコンサルタントの登録及び外国人技能実習法関係については、公布の日から 3 ヶ月経過後を予定（上記(1)②に該当）。職業訓練指導員免許及び職業訓練指導員試験の受験については、公布の日から 6 ヶ月経過後を予定（上記(1)③に該当）。

改 正 案	現 行
（職業訓練指導員免許） 第二十八条（略） 2ゝ4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。 一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三（略） （職業訓練指導員試験） 第三十条（略） 2ゝ5（略） 6 第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。 （キャリアコンサルタントの登録） 第三十条の十九（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない	（職業訓練指導員免許） 第二十八条（略） 2ゝ4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 禁錮^上以上の刑に処せられた者 三（略） （職業訓練指導員試験） 第三十条（略） 2ゝ5（略） 6 第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。 （キャリアコンサルタントの登録） 第三十条の十九（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない

ない。 一 心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 四 (略) 三・四 (略)	ない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 四 (略) 三・四 (略)
---	--

改 正 案	現 行
（認定の欠格事由） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。 一 四 （略） 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 七 （略） 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの	（認定の欠格事由） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。 一 四 （略） 五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 六 （新設） 七 （略） 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九 (略)

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一 十三 (略)

(許可の欠格事由)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二 四 (略)

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ 第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第一号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

八 (略)

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十 十二 (略)

(許可の欠格事由)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十二号に該当する者

二 四 (略)

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第九号又は第十号に該当する者

ロ 第一号（第十条第十二号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第一号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十二号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 (略) 六 (略) (監理責任者の設置等) 第四十条 (略) 2 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。 一 第二十六条第五号イ(第十条第十一号に係る部分を除く。)又はロからニまでに該当する者 二・三 (略) 3ゝ5 (略)	二 (略) 六 (略) (監理責任者の設置等) 第四十条 (略) 2 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。 一 第二十六条第五号イ(第十条第十号に係る部分を除く。)又はロからニまでに該当する者 二・三 (略) 3ゝ5 (略)
--	---

◎ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（抄）

第二十七条 職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業能力の開発及び向上の促進に資するため、公共職業訓練及び認定職業訓練（以下「準則訓練」という。）において訓練を担当する者（以下「職業訓練指導員」という。）になろうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによつて、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するための訓練（以下「指導員訓練」という。）、職業訓練のうち準則訓練の実施の円滑化に資するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究を総合的に行うものとする。

2～5 （略）

（職業訓練指導員免許）

第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。

2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行なう。

3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行なう。

- 一 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した者
- 二 第三十条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者
- 三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

第二十九条 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があつたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消すことができる。

（職業訓練指導員試験）

第三十条 職業訓練指導員試験は、厚生労働大臣が毎年定める職業訓練指導員試験に関する計画に従い、都道府県知事が行う。

2 前項の職業訓練指導員試験（以下「職業訓練指導員試験」という。）は、実技試験及び学科試

験によつて行なう。

3 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

- 一 第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- 二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

6 第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(業務)

第三十条の三 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

(キャリアコンサルタント試験)

第三十条の四 キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキャリアコンサルタント試験（以下この節において「キャリアコンサルタント試験」という。）は、学科試験及び実技試験によつて行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

- 一 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(キャリアコンサルタントの登録)

第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を

失う。

4 前項の更新に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

◎外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号（抄））

第二条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。

2 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習（本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人（入管法第二条第二号に規定する外国人をいう。以下同じ。）又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。）

二 第二号企業単独型技能実習（第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

三 第三号企業単独型技能実習（第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

3 この法律において「企業単独型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

二 第二号企業単独型技能実習生（第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

三 第三号企業単独型技能実習生（第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

4 この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習（外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。）

二 第二号団体監理型技能実習（第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事するこ

とをいう。以下同じ。)

三 第三号団体監理型技能実習(第二号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号口に係るものに限る。))をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

5 この法律において「団体監理型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 第一号団体監理型技能実習生(第一号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)
- 二 第二号団体監理型技能実習生(第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)
- 三 第三号団体監理型技能実習生(第三号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

6 この法律において「実習実施者」とは、企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいう。

7 この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定(第八条第一項の認定(第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの))をいう。以下同じ。)を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、企業単独型技能実習を行わせる者をいう。

8 この法律において「団体監理型実習実施者」とは、実習認定を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいう。

9 この法律において「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。)と団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)との間における雇用関係の成立のあつせん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいう。

10 この法律において「監理団体」とは、監理許可(第二十三条第一項の許可(第三十二条第一項の規定による変更の許可があったとき、又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業に係る許可への変更があったときは、これらの変更後のもの))をいう。以下同じ。)を受けて実習監理を行う事業(以下「監理事業」という。)を行う本邦の営利を目的としない法人をいう。

(技能実習計画の認定)

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人(親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。))とその子会社(同条第三号に規定する子会社をいう。))の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合はこれら複数の法人)は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画(以下「技能実習計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下この条、次条及び第十二条第五項において「申請者」という。))の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 三 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地
- 四 技能実習生の氏名及び国籍
- 五 (略)

六 技能実習の目標（技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定（次条において「技能検定」という。）又は主務省令で指定する試験（次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という。）に合格することその他の目標をいう。次条において同じ。）、内容及び期間

七 技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名

八 団体監理型技能実習に係るものである場合は、実習監理を受ける監理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

九 報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の技能実習生の待遇

十 その他主務省令で定める事項

3～5 （略）

（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～四 （略）

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

六～九 （略）

十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 （略）

（技能実習計画の変更）

第十一条 実習実施者は、実習認定を受けた技能実習計画（以下「認定計画」という。）について第八条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第八条第三項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の認定について準用する。

（認定の取消し等）

第十六条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一・二 （略）

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなったとき。

四～七 （略）

2 （略）

（監理団体の許可）

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業（監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）

二 特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。）

2～7 （略）

（許可の欠格事由）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一～四 （略）

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第九号又は第十号に該当する者

ロ～二 （略）

六 （略）

（許可の有効期間等）

第三十一条 第二十三条第一項の許可の有効期間（次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新された有効期間）は、当該許可の日（次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日）から起算して三年を下らない期間であって監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了後引き続き当該許可に係る監理事業（次条第一項の規定による変更の許可があったとき、又は第三十七条第二項の規定による特定監理事業に係る許可への変更があったときは、これらの変更後の許可に係るもの）を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3・4 （略）

5 第二十三条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）並びに第二十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

（変更の許可等）

第三十二条 監理団体は、監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

2 前項の許可については、第二十三条第二項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）並びに第二十九条の規定を準用する。

3～7 （略）

（許可の取消し等）

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一 （略）

二 第二十六条各号（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

三～五 （略）

2～4 （略）

(監理責任者の設置等)

第四十条 監理団体は、監理事業に関し次に掲げる事項を統括管理させるため、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならない。

- 一 団体監理型技能実習生の受入れの準備に関すること。
- 二 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整に関すること。
- 三 次節に規定する技能実習生の保護その他団体監理型技能実習生の保護に関すること。
- 四 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理に関すること。
- 五 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、第九条第七号に規定する責任者との連絡調整に関すること。
- 六 国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。

2 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- 一 第二十六条第五号イ（第十条第十号に係る部分を除く。）又は口から二までに該当する者

二・三 （略）

3～5 （略）